

町田市学童保育クラブ育成料減免申請書

年 月 日

町田市長 様

申請者

住 所

氏 名

電 話

児童名 (年)

育成料の減額（免除）を受けたいので、町田市学童保育クラブ設置条例施行規則第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

なお、この申請事項について、市が公簿等により確認することに同意します。

クラブ名		学童保育クラブ
減免申請期間		年 月から 年 月（ か月）
減額	申請理由	<input type="checkbox"/> 市区町村民税が均等割のみ課税されている世帯又は所得割の額が 313,000 円未満の世帯のため <input type="checkbox"/> 月の途中の退会のため
	添付書類	<input type="checkbox"/> 省略 <input type="checkbox"/> 年度の市区町村民税課税証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
免除	申請理由	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯又は中国残留邦人等世帯のため <input type="checkbox"/> 市区町村民税が非課税の世帯のため <input type="checkbox"/> その他（ ）
	添付書類	<input type="checkbox"/> 省略 <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書等 <input type="checkbox"/> 年度の市区町村民税非課税証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※裏面の注意事項を必ず確認し、ご提出ください。

(町田市記入欄)

区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	減免なし
生保					
非課等					

入力

減免申請時の注意事項

※育成料の減額・免除の詳細は学童保育クラブ入会要項をご確認ください。

【減免申請期間】

減額・免除の申請期間は、申請する年度の末日（3月31日）までです。

【添付書類】

対象	添付書類*（証明書は原本）
生活保護を受けている世帯 または中国残留邦人等世帯	生活保護受給証明書等
市民税が非課税の世帯	市区町村民税非課税証明書
市民税が均等割のみ課税されている世帯 または所得割額313,000円未満の世帯	市区町村民税課税証明書
月の15日以前に退会した場合	退会届・（減免申請書）
同月内の入退会で在籍日数が15日以下の場合	退会届・（減免申請書）

* 税額等が確認できる場合、提出の必要はありません。

減免の対象であることが確認できない場合、減免申請について不承認となることや、追加で証明書類等の提出を求められることがあります。

【申請方法】

減額・免除の適用を受ける月の末日までに、必要書類を児童青少年課へ提出してください（郵送可・**必着**）。なお、学童保育クラブへの提出はできません。

【申請書類提出先】

〒194-8520 町田市森野2-2-22 町田市役所2階
町田市 子ども生活部 児童青少年課

【郵送申請時の注意事項】

郵送で減免申請書を提出する場合、市役所に届いた日が受付日となります。

受付日の月から減免開始となりますので、余裕を持った提出をお願いいたします。

なお、切手の料金不足、郵送事故、メール便の利用等による書類未到達、配達遅延、紛失事故等については、児童青少年課では責任を負いかねます。減免申請書の郵送到達を確実に確認されたい場合、書留郵便等をご利用いただきますようお願いいたします。

【郵送申請時の確認事項】

- 減免申請書の必要事項に記入漏れや間違いはありませんか。
- 切手が貼付されていますか（郵便料金が足りているか）。
※定形郵便物（84円）で郵送できる重さは、封筒を含めて25gまでです。
- 提出先（送付先）住所が正しいですか。学童保育クラブでは受付できません。